

# 大学教育の質保証の全体像 (参考資料)

## 目次

1. 我が国における大学の質保証の概要……………1
2. これまでの改善の取組 ……………11

# 1.我が国における大学の質保証の概要

# 平成15年の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

### ○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表  
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



## ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
  - ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
  - ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
  - ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
  - ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
  - ・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

## ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・認証評価機関は評価結果を公表する。

## ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」、「組織の廃止命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

# 設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## ◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

## ◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

## ◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

## ◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

## ◆収容定員◆

- 収容定員

## ◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

## ◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

## ◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

## ◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

## ◆共同教育課程に関する特例◆

## ◆国際連携学科に関する特例◆

## ◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
  - 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
  - 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

## 【審査の基準】 教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面:文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

②財政計画・管理運営:文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。

#### 〔施設・設備の整備状況〕

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。(校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。)

#### 〔設置経費〕

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費(※)を下回っていないこと。

#### 〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費(※)を下回っていないこと。

#### 〔設置に必要な財源〕

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

#### 〔管理運営〕

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制(役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など)が整備されていること。

※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

# 設置計画履行状況調査（アフターケア）について

## 1. 目的

○大学等の設置後、設置認可時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

## 2. 根拠

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）  
（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

## 3. 調査の付託先委員会

○設置計画履行状況等調査委員会

## 4. 調査方法

○各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づき、悉皆の「書面調査」を行った上、必要に応じ、「面接調査」又は「実地調査」を実施。【平成26年度実績】書面調査844件（うち面接調査27件、実地調査50件）

## 5. 調査の結果

○調査結果については、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に報告し、審議の上、留意事項を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表。

### 【平成26年度調査からの主な改正ポイント】

○委員会が付す意見を「是正意見」「改善意見」「その他意見」に区分し、意見レベルを明確化。

○是正意見を受けながら改善しない場合に「警告」を発し、是正を促す仕組みを導入。（警告が2回あった場合「設置計画履行状況が不適當な状態」に該当。）

○収容定員増の認可を受けたもの（一部）をAC対象とするとともに、意見が解消するまでがAC対象であることを明確化。

# 認証評価制度の概要

## 【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

## 【内容】

### ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価  
(7年以内ごと)

### ② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価  
(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

## 【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
  - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

## 【評価の方法】

認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

## 【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

# 大学の情報公開制度等

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公開への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
  - 二～四 （略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一～五 （略）
  - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
  - 七・八 （略）



# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

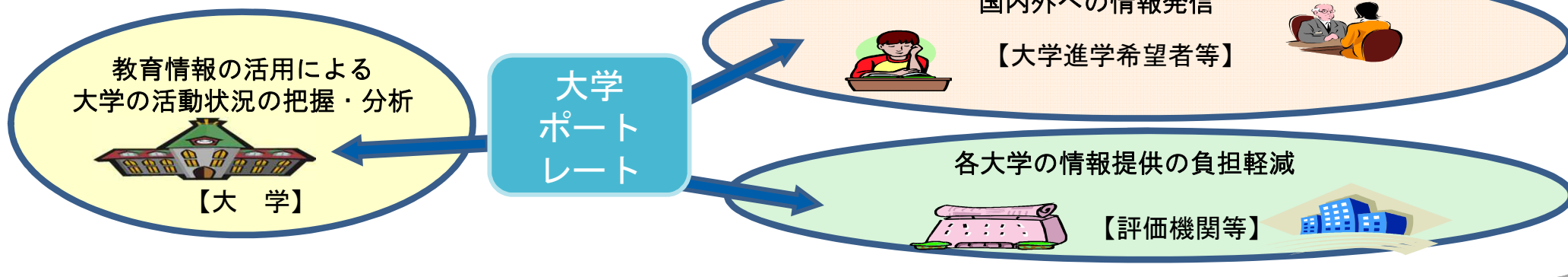
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

## 大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

# 学校法人運営の適正化に係る各種取組

## ◆ 学校法人の経営状況の把握・指導

文部科学大臣所轄学校法人については、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、各学校法人の財務関係書類に基づく経営状態の分析等により経営状況を把握。経営悪化傾向にある学校法人については、ヒアリング、経営改善計画の作成等、改善するまで個別指導を実施。

また、経営支援に加え、各種相談やデータ提供、人材育成等への支援を行い、経営力強化を図っている。

## ◆ 管理運営の適正化・充実

管理運営に問題のある学校法人については個別に指導・助言を実施。改善が図られない法人や著しい問題のある法人に対しては、案件に応じて私学助成金の減額や私学法に基づく行政処分等を含め厳正に対処。

## ◆ 学校法人運営調査の実施

文科省令に基づき、学校法人の管理運営組織や財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行うため、毎年度、学校法人運営調査委員による実地調査を実施。（昭和59年度制度創設）

### 【実地調査の内容】

#### (1) 調査の内容

- ①学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
- ②学校法人の財務に関すること
- ③その他学校法人の業務の執行状況等に関すること

#### (2) 調査の方法

文部科学大臣所轄学校法人を対象とし、学校法人ごとに原則として委員2名及び事務官で、書類調査、実地調査を行い、必要な助言等を行う。

#### (3) 学校法人に対する指導

学校法人運営調査委員会において、調査結果を報告するとともに指導・助言すべき事項をとりまとめ、当該学校法人に対して通知。

次年度には、各学校法人から改善状況についての報告書の提出を求める。

## ◆ 私立学校法の改正（平成26年4月）

学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

- ①学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ②所轄庁による必要な措置命令
- ③措置命令に従わない場合の役員解任勧告

# 国立大学法人評価について

## 【制度の概要】

- 法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、6年間の中期目標・計画の設定や事後的な評価等を制度化。
- 国立大学法人評価は、各法人の意見を踏まえて文部科学大臣が定めた法人ごとの中期目標について、その達成状況を評価するもの（したがって、法人間を相対的に比較するものではない）。
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、年度評価、4年目終了時及び6年目終了時に実施する中期目標期間評価を実施。
- 教育研究の状況について、年度評価では全体的な状況を確認するのみとし、中期目標期間評価では専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。

## 【評価の流れ】

### ◆各国立大学法人

- ・中期計画及び年度計画に基づいて行った業務の実績を報告

### ◆国立大学法人評価委員会

- ・業務運営・財務内容等の状況の評価
- ・産業界、マスコミ、大学関係、会計関係など、様々な委員により構成

### ◆大学評価・学位授与機構

- ・教育研究状況の評価

### ◆独立行政法人評価制度委員会（総務省）

- ・評価機能の二次評価 ※4年目終了時の評価のみ

教育研究の状況について、専門的な観点から評価。各分野の専門家によるピアレビューを含め、教育研究に係る中期目標の達成度及び学部・研究科等の教育研究の水準について評価

## 2. これまでの改善の取組

# 大学教育の質保証の課題と改善①

## 高等教育の質の保証 『我が国の高等教育の将来像(答申)』(平成17年1月) 関係部分抜粋

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

### (2) 設置認可の重要性と的確な運用

#### (イ) 設置認可の的確な運用

- 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教育の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教育の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識との関連で十分に点検・確認される必要がある。(中略)大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能取得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。
- (中略) 現行の設置基準や設置審査については、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くあると考えられる。(中略)ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・具体的に表現することには困難な面もあり、今後、適切に対応していく必要がある。



### 【設置審査における改善】

- 虚偽申請に対するペナルティ制度 (H18) や明らかな準備不足の申請への「早期不認可」 (H21) を導入。

# 大学教育の質保証の課題と改善②

## 「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」報告（平成25年2月）への対応状況

### 【検討会提言事項】

### 【対応状況】

#### 1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実  
(大学新設に係るもの)
  - ① 全体構想審査の実施
- (認可を要するすべての申請に係るもの)
  - ② 学生確保の見通し等の審査体制の充実
  - ③ リスクシナリオの確認



- (1) 平成25年3月、認可基準告示を改正し、「学生確保の見通しがあること」、「人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであること」を基準上明確化（平成25年度審査から適用）
- (2) 大学設置・学校法人審議会において以下の事項を実施
  - ① 大学新設に関して審査の初期段階で理事長・学長予定者（必要に応じて地元自治体）の面接を実施
  - ② 平成25年度から、委員を拡充し、大学設置分科会、学校法人分科会合同で学生確保の見通し等の審査を実施
  - ③ 平成25年度審査から、大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針を確認

#### 2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底



- (1) 引き続き、中央教育審議会で議論
- (2) 理事体制、監事支援体制、管理運営等に係る要件の基準化、見直しを行い、平成25年度の審査から適用
- (3) 平成28年度開設案件から、審査期間の延長、認可時期の早期化
- (4) 財産目録等の書類のルール化、マニュアル化を実施
- (5) 寄附に関する審査資料の充実

#### 3. 大学の質向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実に図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

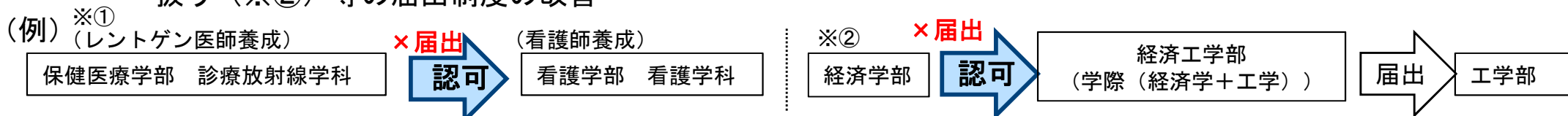


- (1) 設置計画履行状況調査(AC)について、意見レベルの明確化、「警告」の導入、改善が図られない場合の対象期間の延長等の改善策の実施。（詳細スライド5参照）  
も 認証評価の改善については、中央教育審議会において検討中。
- (2) 大学の閉鎖等の場合、電話相談窓口の設置、学生の転学等に関する関連情報の提供
- (3) 平成27年3月より国公立共同実施の「大学ポートレート」を本格稼働

# 大学教育の質保証の課題と改善③

## 【設置審査における改善状況】

- H18年度 ◆申請、届出において虚偽等の不正を行った設置者に対する厳格な対応（ペナルティ）  
◆新設された大学の情報公開を義務化（認可及び届出に係る留意事項等の明確化）
- H19年度 ◆認可申請書において、開設後における教員の大学以外での職務の状況を追加
- H21年度 ◆過度な準備不足の申請に対して、早期判定（不可）、警告の仕組みを導入  
◆届出設置された学部等のアフターケアを本格実施
- H25年度 ◆学生確保の見通しがあること、人材の需要等社会の要請を踏まえていることを審査基準として明確化  
◆審査の初期段階で全体構想を聴取する構想審査会を実施
- H26年度 ◆異なる目的養成は届出設置を認めない（※①）、複数の構成分野は主たる分野の学位を授与するものとして扱う（※②）等の届出制度の改善



◆ACにおいて「警告」制度の導入、意見が付されている場合のAC対象期間の延長等の改善

開設年度	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
認可申請数	226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	84	73	64	68	64	69	67	
申請に課題があった件数	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	3	12	7	14	3	14	8	10
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	14	4	11	12	13	17	6	3
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0	0	2	1	0	1
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	17	17	18	26	18	32	14	14
認可件数	223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53	46	63	63	
届出件数	-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	

※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

## 【これまでの経緯】

- 平成11年 大学設置基準の改正  
大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第2条)
- 平成16年 国立大学法人法  
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化  
財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)
- 平成16年 地方独立行政法人法  
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化  
公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第34条)
- 平成16年 学校教育法の改正 自己点検・評価の公表を義務化(第109条)、認証評価制度の施行
- 平成17年 私立学校法の改正 財務情報等の閲覧義務を規定(第47条)

## 【大学設置基準・情報公開、認証評価等における改善状況】

- 平成19年 大学院設置基準の改正 (平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定)  
人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定(第2条の2、第25条の2)
- 平成19年 学校教育法の改正  
教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第113条)
- 平成23年 学校教育法施行規則等の改正  
各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定  
情報公開への取組状況を認証評価にける評価の対象に位置付け
- 平成27年3月「大学ポートレート」本格稼働



## 法令面における監督権限の強化

### — 私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号） —

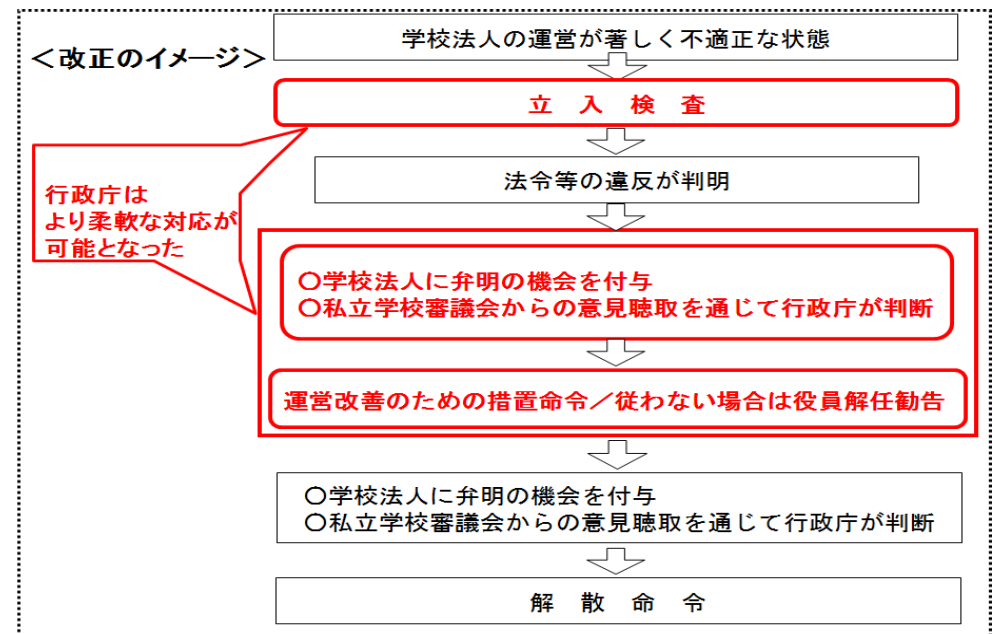
#### 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

#### 改正概要

約10年ぶりに私立学校法の実質的な改正を行い、学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。  
(平成26年4月施行)

- ①学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ②所轄庁による必要な措置命令
- ③措置命令に従わない場合の役員解任勧告



# 大学教育の質保証の課題と改善⑥

## 国立大学法人評価の課題と改善点

### 第1期の課題

国立大学法人評価と並んで、学校教育法に基づく認証評価、各種競争的資金の研究実績評価など、様々な評価が重層的に行われている状況で、評価作業への負担により教育研究に支障が出ており、評価全体をもっと簡素なものにすべき。

### 第1期の具体的課題

#### 中期目標期間評価

教育研究の状況に係る達成度評価のために学部・研究科等の「現況分析」を実施しているが、提出書類が膨大等との意見があり、改善すべき。

#### 年度評価

年度評価の負担を軽減し、各大学の特色ある取組などに特化した評価とすべき。

#### 中期・年度共通

評価の客観性の観点から法人が取り組む必要がある最小限の共通事項である「共通事項に関する観点」等を大幅に精選すべき。

### 第2期の改善点

#### 中期目標期間評価

#### 教育研究の状況に係る評価を効率的に実施

学部・研究科等の現況分析を、大幅に簡素化して、効率的に実施。  
(例) ◇研究業績の提出数の上限を50%から20%に抑制  
◇教育の水準の分析項目の観点を10から4に大括り化

#### 年度評価

#### 教育研究の状況に係る評価を大幅に簡素化

- ・ 実績報告書の「全体的な状況」欄への総括的な記載のみを求める。
- ・ 年度計画の各事項についての進捗状況の記載は求めない。

#### 年度評価

#### 業務運営・財務内容等の状況に係る評価は大幅に簡素化し、3年目及び6年目終了時のみ個別の計画について記述を求める

- ・ 法人は年度計画の事項ごとに自己評価(4段階)を記号で記載し、評価委員会において特に進捗している事項や遅れている事項について確認。
- ・ 進捗状況の記載を求めるのは、中期目標期間の3年目及び6年目終了時のみ。

#### 中期・年度共通

#### 「共通事項に関する観点」等を大幅に精選、実施年度の見直し

- ・ 負担軽減に配慮し、評価の客観性及び最低限の水準を確保する目的として「共通事項に関する観点」を26項目から10項目に精選。
- ・ 各法人の評価実施体制が整備され、適切な自己点検・評価が行われていることを踏まえ、毎年度ではなく3年ごとに評価を実施。